

令達した訓令一覧

令和 7 年

令達 番号	訓令名
13	杉並区職員の育児休業等に関する規程の一部改正

杉並区訓令第 13 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の育児休業等に関する規程（平成 20 年杉並区訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 26 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 2 条中「第 39 条第 3 項」を「第 39 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「（非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあつては、3 歳）」を削り、「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第 2 項第 1 号中「定められている非常勤職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）」を加え、「（1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものに限る。）」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき、非常勤職員以外の職員にあつては 7 7 時間 30 分を、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に 10 を乗じて得た時間を超えない範囲内

第3条第5項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「承認又は介護時間の承認」を「承認、介護時間の承認又は子育て部分休暇の承認」に改め、「を承認されている」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第3条に次の4項を加える。

7 第3項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

8 勤務時間規程第9条において杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける者の例によることとされる子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

9 第3項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

10 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定

による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第４条の見出しを「（部分休業の申出、変更及び承認の請求手続）」に改め、同条第１項中「承認の請求」を「申出、当該申出内容の変更及び部分休業の承認の請求」に改め、同項ただし書中「育児休業等承認請求書（育児休業規則第１号様式）」を「部分休業簿（育児休業規則第５号様式）」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 任命権者は、前条第３項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第９項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第５条第２項を次のように改める。

- ２ 前項の規定による届出は、養育状況変更届（育児休業規則第２号様式）により行うものとする。

第６条第２項中「第５号様式」を「第６号様式」に改める。

第７条第２項第２号を次のように改める。

- （２） 第３条第３項の規定による申出をした職員が同条第９項の規定による変更をしたとき。

第７条第２項第３号を削る。

附 則

- １ この規程は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第２条、第３条第４項及び第５項（「部分休業」を「第１号部分休業」に改める部分を除く。）並びに第５条第２項の改正規定 令和７年６月２６日

- （２） 次項の規定 令和７年７月１日

- ２ 改正後の第４条第１項の規定による部分休業の申出、当該申出内容の変更及び部分休業の承認の請求は、この規程の施行の日前においても同条の規定の例により行うことができる。

- 3 改正後の第3条第3項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における同条第3項の規定の適用については、同項第2号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。